

令和5年 秋の墨田区交通安全運動 実施計画

墨田区	1
警視庁本所・向島警察署	9
東京消防庁本所・向島消防署	11
国土交通省東京国道事務所	12
東京都第五建設事務所	13
東京都交通局江東自動車営業所	14
京成バス株式会社奥戸営業所	15
東日本旅客鉄道株式会社両国駅	17
東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅	18
東武鉄道株式会社とうきょうスカイツリー駅	19
京成電鉄株式会社押上駅	20



ひと、つながる。

墨田区

墨田区交通安全対策協議会

実施事項	内容
1 会議の開催	<p>(1) 8月21日(月)に墨田区交通安全対策協議会幹事会を開催し、令和5年秋の墨田区交通安全運動実施要領、同実施計画を審議する。</p> <p>(2) 8月23日(水)に墨田区交通安全対策協議会を開催し、令和5年秋の墨田区交通安全運動実施要領、同実施計画を審議、決定する。</p>
2 広報活動	<p>(1) 町会・自治会、保育園、幼稚園、小・中学校、区の施設等に対して交通安全運動ポスターを配付し運動を周知する。</p> <p>(2) 区役所庁舎に「交通安全運動実施中」の懸垂幕を掲出するほか、区広報車、青色防犯パトロールカーにより街頭宣伝活動を実施する。</p> <p>(3) 墨田区ホームページ、区報、ケーブルTV等を活用した広報活動を実施する。</p>
3 交通安全意識の普及・啓発	<p>(1) 交通安全運動推進用の各種資機材購入のための補助金を、本所及び向島交通安全協会に支出する。</p> <p>(2) 自転車の安全利用に関する啓発活動を行う。</p> <p>(3) 路上放置の自転車・二輪車に対して啓発活動を行う。</p>
4 交通安全施設等の点検及び整備	<p>(1) 標識の損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(2) ガードレールの損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(3) 反射鏡の損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(4) 交差点付近の視距を遮る物の有無</p> <p>(5) (1)～(4)を点検後、必要により整備を行う。</p>
5 道路損傷箇所の点検及び補修	<p>危険箇所の点検と危険防止の措置</p> <p>(1) 道路のパトロール・点検(歩道の落込・陥没、縁石・側溝・樹蓋等の破損)</p> <p>(2) (1)の点検後、損傷箇所の補修を行う。</p>
6 道路上工事現場の点検及び指導監督	<p>(1) 交通事故防止のための保安対策</p> <p>(2) 現場内の資機材等の整理・整頓</p> <p>(3) (1) (2)の実施期間・実施工事・実施箇所</p> <p>令和5年6月20日～令和6年3月29日</p> <p>平井橋補修工事</p> <p>墨田区立花三丁目29番先から江戸川区平井六丁目17番先まで</p> <p>令和5年6月20日～令和6年3月29日</p> <p>錦糸橋補修工事</p> <p>墨田区錦糸四丁目16番先から江東区亀戸二丁目2番先まで</p>

実 施 事 項	内 容
	<p>令和5年6月27日～令和6年3月22日 特別区道墨119号路線(曳舟川通り) 道路バリアフリー整備工事(2-2工区) 墨田区東向島六丁目27番先から江東区亀戸二丁目2番先まで</p> <p>令和5年7月7日～令和6年10月31日 南辻橋上部工事 墨田区錦糸四丁目16番先から江東区亀戸二丁目2番先まで</p> <p>令和5年6月6日～令和6年3月29日 新辻橋撤去道路築造工事(その1) 墨田区江東橋五丁目11番先から江東橋一丁目2番先まで</p>
<p>7 道路損傷箇所の点検及び補修指導</p>	<p>沿道工事及び建築工事等に伴う道路損傷について点検を強化し、適正施工を行う。</p> <p>9月21日～9月30日 墨田区内全域</p>
<p>8 道路占用工事現場の点検及び指導監督</p>	<p>占用工事現場の埋戻し、覆工等の適正施工について指導を強化する。</p> <p>9月26日 自費工事申請箇所</p>
<p>9 道路不正使用の是正指導及び違法掲出広告物の除去</p>	<p>道路上における商品置場・足場・自動販売機等の適正使用を指導する。</p> <p>道路不正使用の是正取締 9月27日 墨田区北部地域</p>
<p>10 職員に対する啓発・周知</p>	<p>区職員に対して、庁内電子掲示板で文書により交通安全運動の周知と交通安全マナーの普及を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 墨田区のお知らせによる啓発	墨田区のお知らせ「すみだ」9月21日号に、9月21日から9月30日にかけて実施される秋の交通安全運動の記事を2面または3面に掲載する予定である。
2 ケーブルTVの区政情報提供番組等による啓発	区民への交通安全意識の啓発を、ケーブルTVの区政情報提供番組の「区からのお知らせ」としてキャスターから情報提供を行う予定である。 放送週：9月第3週(9月17日～23日) 再放送週：9月第4週(9月24日～30日)

実 施 事 項	内 容
交通安全のつどい	<p>(1) 東駒形コミュニティ会館 ア 日 時 9月下旬 イ 内 容 交通安全ビデオ視聴後横断訓練 ウ 対 象 小学生低学年</p> <p>(2) 梅若橋コミュニティ会館 ア 日 時 10月下旬 イ 内 容 交通安全ハロウィンイベント ウ 対 象 幼児親子・小学生全般</p> <p>(3) 横川コミュニティ会館 ア 日 時 9月下旬 イ 内 容 警察官に講師を依頼しての交通安全教室 ウ 対 象 小学生低学年</p>

実 施 事 項	内 容
1 交通安全教育の啓発 推進	<p>(1) すみだふれあいセンター福祉作業所</p> <p>ア 朝礼時及び終礼時に交通安全運動の趣旨や、通所に際しての注意すべき交通ルールを利用者に周知する。</p> <p>イ 各保護者に対して通所時の事故防止について協力を呼びかける。</p> <p>(2) すみだ障害者就労支援総合センター</p> <p>就労移行支援施設の利用者に対して、交通安全運動を周知するとともに、交通に関して注意する事項や守るべきルール等を利用者と再確認する。</p> <p>(3) 高齢運転者に対する周知活動</p> <p>運転免許証の自主返納制度及び東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度の案内チラシを窓口に配置するとともに、老人クラブ等を通じて高齢運転者に制度の周知を行う。</p>

実 施 事 項	内 容
<p>1 交通安全運動と交通安全教室(区立保育園)</p>	<p>(1) 保育園から園児の保護者へ配付する「保育園だより」に交通安全運動の趣旨を掲載し、本運動の普及・啓発を図る。 対 象 28園 約2,100世帯</p> <p>(2) 保育園の園庭、ホール及び交通公園等を利用した交通安全教室を実施し、園児の交通安全に対する知識の普及、実践に努める。 対 象 28園 3・4・5歳児を中心に約1,500名 (拠点方式と単独園方式で実施)</p> <p>(3) 園外保育を活用し、交通公園での実地訓練を実施する。</p> <p>(4) 保育園の散歩方法について、警察署へ園児及び職員に対する指導を要請する。</p>
<p>2 交通安全運動のPR(区立児童館11館)</p>	<p>(1) 児童館から、利用者及び区民(町会、学校等)へ配付している「児童館の行事のお知らせ」に、交通安全の標語、運動の趣旨について掲載する。</p> <p>(2) 児童館の掲示板にポスター、ぬり絵などを掲示する。</p> <p>(3) 来館者、学童クラブ利用児童に対して、交通安全に関するビデオ上映会等の交通安全行事を実施する。</p> <p>(4) 学童クラブ利用児童に「交通安全のお話し」をする。</p>

実 施 事 項	内 容
1 情報配信	すみだ安全安心メールにおいて、交通安全を呼びかける情報を配信する。
2 パトロール	<p>青色防犯パトロールカーによる警戒を強化する。</p> <p>当該車については、毎日2台が区内を巡回(時間帯: 1台は午前9時~午後5時、他の1台は午後5時~午前2時)し、防犯や交通安全の見守り活動等を実施している。交通安全運動期間中においては、車搭載スピーカーによる交通安全啓発を行うとともに、特に下校時の児童・生徒の通学路の安全確認に一層配慮する。</p>
3 関係機関との連携	<p>警察署等との連携を図る。</p> <p>青色防犯パトロールカーは毎日警察署(本所署・向島署)に立ち寄り、交通安全に係る最新情報等を共有した上で、巡回パトロールを実施する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<p>会議の開催</p> <p>校長会等において、交通安全運動の推進について周知徹底を図る。</p>
2 交通安全教育・指導 推進	<p>交通安全指導員の派遣</p> <p>幼稚園及び小中学校で行う交通安全教室に交通安全指導員を派遣し、交通安全教育の充実を図る。(通年事業)</p>
3 各学校実施事項	<p>(1)交通安全講話 朝礼等集会時における全校児童・生徒を対象とした指導</p> <p>(2)学級での指導 学級単位の指導</p> <p>(3)交通安全教室 警察署・交通安全指導員等による実地の指導</p> <p>(4)自転車教室 点検・整備・乗り方(ヘルメットの着用含む)・免許証の交付</p> <p>(5)通学路の安全点検</p> <p>(6)登下校時(幼稚園含む)の指導・パトロール</p> <p>(7)ポスター・標語の作成、掲出・校内放送によるPR</p> <p>(8)街頭での啓発活動</p>
4 その他	<p>「子ども学校安全ボランティア」の募集</p> <p>登下校時の児童の安全への取組を更に充実させるため、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動等について、保護者を含めた区民を対象に、学校単位でボランティアを募集している。</p> <p>区公式ホームページ等も活用し、ボランティア募集について周知を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報啓発活動及び交通安全教育	<p>(1)交通事故実態や道路交通環境に即した安全な交通行動を促すことのできる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>(2)テレビ、新聞、ラジオ、SNS、自治体の広報誌(紙)、街頭や店舗に設置するデジタルサイネージ等、あらゆる情報メディアを活用し、交通安全啓発動画を放映するなど、都民の心に響く広報啓発活動を推進する。</p> <p>(3)運転者に対して、法令上、横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と、横断歩道における歩行者優先義務があることの認識を徹底するとともに、歩行者の側方を通過する場合には歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行をするなどの「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転を励行する。</p> <p>(4)薄暮時間帯や夜間帯の交通事故抑止のため、「トワイライト・オン運動」を推進するとともに、路上寝込み等を早期に発見するための走行用前照灯使用(対向車や歩行者がいない状況におけるハイビームの活用)について広報啓発活動を推進する。また、歩行者及び自転車利用者に対しては、反射材用品・LEDライト等の着用を促進する。</p> <p>(5)歩行中・自転車乗用中のながらスマホや妨害運転など、危険性・迷惑性が高い行為の防止に関する広報啓発を行い、区民の交通安全意識を高める。</p> <p>(6)飲酒運転はすべての車両(電動キックボードや自転車も含む)で禁じられていることを周知徹底するため、交通安全情報を活用するなど広報啓発活動を推進する。特に、酒類小売店舗及び酒類提供飲食店等に対して、飲酒運転をさせないためのマニュアルを活用した来店客対応を求めるなど、飲酒運転の抑止を図る。</p> <p>(7)自転車利用者に対しては、各種警察活動を通じて、自転車は車両との認識を持たせるとともに、「自転車安全利用五則」を始めとする様々な交通ルールを遵守させる広報啓発活動を推進する。</p> <p>(8)街頭活動時の指導や交通安全教育等においては、自転車の交通事故のうち約4割以上が出会い頭事故であり、その主な原因となる信号無視と一時不停止違反が重大交通事故に発展しやすいことを理解させるとともに、自転車利用者に対して、「赤信号は必ず止まる」「一時停止標識では必ず止まる」という2つの「止まる」をキーワードとした交通ルールに焦点を絞った重点的な広報啓発活動等を推進する(「自転車も止まれ!自転車 SAFETY ACTION」)。</p> <p>(9)乗車用ヘルメットの着用については、都内の自転車乗車中の交通事故死者数の約7割が頭部損傷であり、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比較して約2.3倍高い実態を利用者に周知し、ヘルメット被害軽減効果を具体的に説明して着用を促進する。 (「ヘルメットをかぶろう!自転車 SAFETY ACTION」)</p> <p>(10)自転車を利用する宅配業者やデリバリーサービスを活用して営業している飲食店等に対しては、交通安全に関する情報発信を行うなど、交通安全の取組への協力を依頼するとともに、昼間帯や夕食時など自転車配達員が多く活動する時間帯に絞った街頭指導を実施する。</p>

実 施 事 項	内 容
2 関係機関・団体等との連携の強化	<p>(11) 特定小型原動機付自転車は、運転免許が不要であることに加え、16歳未満は運転できないことや、標識(ナンバープレート)の取付け、保安基準への適合及び自賠責保険(共済)への加入が必須であること等、特定小型原動機付自転車の要件の周知徹底を図る。</p> <p>また、ヘルメット着用が努力義務であることから、ヘルメット着用の定着化を促進する。</p> <p>(12) 特定小型原動機付自転車の車両区分については、他の車両区分と混同しないよう交通安全情報や各種チラシを活用した広報活動を推進する。</p> <p>特に、特定小型原動機付自転車に該当しない電動キックボード等が存在することや、ペダル付原動機付自転車はペダルを漕いで走行した場合においても原動機付自転車に該当(モビリティ・カテゴリー・チェンジャー機構が取り付けられている場合は、EV(一般原動機付自転車)モードに設定されている場合のみ該当)することについて周知徹底を図る。</p> <p>モビリティ・カテゴリー・チェンジャー機構とは、走行中に電動モードと人力モードの切り替えができずかつ人力モードでは標識できない構造が外観から明らかなものであることを満たした車両として、構造の切り替えにより道路交通法上の車両区分が変化するもので、現在は普通自転車(人力モード)と一般原動機付自転車(EVモード)の切り替えができるものがある。</p> <p>(13) 電動キックボード等を利用しない都民等に対しても新たな車両区分としての特定小型原動機付自転車に関する基本的なルールの周知を図り、特に、最高速度表示灯の意味や特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行できることの周知に向けた取り組みを推進する。</p> <p>(14) 二輪車ストップ作戦等の街頭活動を通じ、直接二輪車利用者に対して、ヘルメットのあごひもの確実な結着や胸部プロテクターの着用等の安全装備の必要性を啓発する。また、中・高齢層が当事者となる死亡事故が増加していることから、同年齢層に対する積極的な声かけを実施する。</p> <p>(15) 二輪車利用者の情報交換の場となっている二輪車販売店に対し、50歳代の死亡事故が大幅に増加している事など、二輪車の事故情勢や交通安全情報等を提供して、来店する二輪車利用者への安全運転の呼びかけを依頼し、さらに当庁や二輪車団体等が開催する初心者や運転に不慣れな利用者に向けた二輪車実技教室の紹介を依頼するなど、広報啓発活動を推進する。</p> <p>(1) 自治体、学校、交通安全協会、町内会、自治会、自動車運送事業者、鉄道事業者、交通ボランティア等との連携を強化するとともに、これまで運動に参加したことのない企業・団体等に対しても参加、協力を要請するなど、運動の拡大を図る。なお、児童等の安全を確保する「通学路安全運転呼びかけ隊」等の結成に向けた働きかけのほか、各種モデル企業等の拡大など、既存の交通安全組織の活性化に配慮する。</p>

実 施 事 項	内 容
	<p>(2) 運転者に対する横断歩道上における歩行者優先の徹底を図るため、官民が一体となった歩行者保護意識を高めるための広報啓発活動を積極的に行う。</p> <p>(3) 運動を推進する中で、東京交通少年団BAGS(バッグス)の活動活性化と認知度の向上を図るほか、同団への加入促進を図る。</p> <p>(4) 若い世代の交通安全意識の向上を図るため、学校関係者及び会社経営者への働きかけにより、中学生、高校生、大学生、若手社会人等の交通ボランティア活動への参加を促進する。</p> <p>(5) 飲酒運転や路上横臥(飲酒酩酊等による路上寝込み)による重大交通事故の発生を防止するため、企業等に対する注意喚起を実施する。</p> <p>(6) 事業所等における安全運転管理の徹底を図るため、安全運転管理者の選任が必要な事業所等における確実な安全運転管理者の選任を実施し、従業員の運行状況について管理、分析を促進することにより、業務で自動車等を使用する事業所等に対する交通事故防止対策を推進する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<p>消防署及び各消防出張所に立看板及びポスターを掲出し、交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全運動の広報を実施する。</p>
2 安全教育の推進	<p>(1) 車両感覚の把握を目的としたフィギュア訓練及び車両誘導要領の習熟を目的とした誘導訓練を実施し、交通事故防止のための技量向上を図る。</p> <p>(2) 当番日の大交替時に、「緊急走行時の交通事故防止の 10 則」の確認を実施し、緊急走行時における交通事故防止意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 災害出場後にドライブレコーダーを確認し、緊急走行時の赤信号交差点の通過要領等、振り返り訓練を実施し、乗車員全員の意識の高揚を図る。</p> <p>(4) 安全運行に関する DVD を視聴することで交通事故防止意識を高める。</p> <p>(5) 車庫入口に交通事故防止ポスターを掲示し、事故防止の徹底と安全意識の高揚を図る。</p> <p>(6) 車両諸元性能を確実に把握した車両運行の徹底を図る。</p> <p>(7) スクールゾーン内走行時の減速、登下校中の小学生に配慮した運行、信号機のない横断歩道手前での減速等、子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保の徹底を図る。</p>
3 安全運転管理	<p>(1) 大交替時、運転者の体調確認を実施する。</p> <p>(2) 消防車両等の点検整備の徹底を図り、安全運行管理を推進する。</p> <p>(3) 車両運行前には必ず下車して車両周囲を一巡し、乗車員全員が安全確認を実施後に運行することを周知徹底する。</p> <p>(4) 災害出場及び車両出向時には、運転者及び同乗員全員によるコメントリードライブに努める。</p> <p>(5) 災害出場時、赤信号交差点を通過する際は、確実な一時停止と徐行での通過を徹底する。</p> <p>(6) 車両後退時や狭隘路通行時は、必ず誘導員を配置し、交通事故防止を図る。</p> <p>(7) 疲労による交通事故を防止するため、救急自動車運転者の交替乗車を推進する。</p> <p>(8) 業務遂行時に自転車を利用する場合は、法令の遵守及び東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、ヘルメット着用の徹底を図る。</p> <p>(9) 昼間点灯（デイ・ライト）走行を実施し、交通事故防止を図る。</p> <p>(10) 運転者任せにしない乗車員全員による確認呼称を徹底する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 道路パトロール	防護柵・視線誘導標・道路照明・道路標識等の交通安全施設の点検を実施する。
2 来所者や事務所職員 に対する周知・啓発	来所者や事務所職員の交通安全意識の高揚を図るため、事務所内にポスター等を掲示し、全国交通安全運動の主旨を広く周知・啓発する。

実 施 事 項	内 容
1 交通安全施設等の 点検整備	<p>(1) 歩行者、自転車利用者、特に子ども、高齢者及び障害者の交通の安全を確保するため、利用者の立場に立って交通安全施設等を総合的に点検し、必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目 - 誘導用ブロック及びシート、歩道の段差や勾配、街きよ、縁石類、路面の状況、区画線、道路照明、歩道橋、街路樹など</p> <p>(2) 車両の交通事故を防止するため、見通しの悪い道路における交通安全施設等を点検し、必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目 - 防護柵、道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、障害物表示灯など</p>
2 道路使用の適正化	<p>道路、特に歩道上の看板、商品等による不法占用物件の撤去等については是正指導を行うとともに、道路交通の障害になっている放置自転車等に対し、地元関係者の協力及び関係機関との連携を図り、道路パトロールを強化すること等により、道路の不適正な利用の是正を図る。</p>

実施事項	内容
1 会議の開催	<p>(1) 交通局全体会議 交通局自動車部が主催する安全対策会議及び運行管理者会議に出席し、全国交通安全運動の主旨や、実施事項について確認する。</p> <p>(2) 営業所会議 江東自動車営業所内において「事故防止委員会」を開催し、全国交通安全運動の推進体制を確立、全国交通安全運動における主旨の徹底を図り、実施事項について決定する。</p>
2 教育活動	<p>(1) 運転者講習会 本所警察署から講師を招き、全国交通安全運動の周知を図る。</p> <p>(2) 所内 ア 事故防止委員会において実施する事となった具体的内容の周知徹底を図る。 イ 車両整備管理者による日常点検の立会い指導を行う。</p>
3 安全運動の励行	<p>(1) 乗務員への注意喚起の強化 ア 重点項目を設定し、乗務員へ注意喚起を行う。 イ 交通法規の遵守(特にシートベルトの完全着用・イエローストップの厳守)</p> <p>(2) 添乗指導の強化 ア 着座確認、マイク活用を中心に添乗調査を実施する。 イ 添乗調査結果をもとに、適切なアドバイスを行い、安全運行及びお客様サービスのレベル向上を図る。</p> <p>(3) 街頭指導の強化 錦糸町駅等において、関係職員による街頭指導を強化する。 〔確認事項〕 ア 発車時の車内マイクの積極的活用(特に高齢者の転倒防止) イ 起終点における確実な車内点検の実施</p> <p>(4) テロ対策の強化 ア 「車内点検の確実な実施」を重点項目に掲げ、不審物を見逃さない体制を取る。 イ 終業点呼時に車内点検実施状況の確認を行う。</p>
4 広報活動	<p>(1) 掲示物の掲出(庁舎内外、発車場)</p> <p>(2) 横断幕の掲出(庁舎外側)</p> <p>(3) 所内での掲示(ハザードマップで事故発生箇所の確認)</p>

実施事項	内容
1 会議の開催	<p>(1) 毎月開催している営業所長会議及び次長会議の中で、秋の交通安全運動の主旨及び実施細目等の説明を実施する。</p> <p>(2) 営業所内に於いて毎月「第一金曜日」に事故防止対策会議及び職員会議を開催しその中で、交通安全運動実施に伴う主旨・実施細目について運行管理者に説明周知し、運動期間前における交通事故防止等について小集団活動にて乗務員へ周知を図る。</p>
2 重点項目	<p>(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保</p> <p>(2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上</p> <p>(3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底</p> <p>(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶</p> <p>(5) 二輪車(特定小型原動機付自転車)の交通事故防止</p>
3 実施項目	<p>(1) 子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の向上を図るため、啓発活動の推進と歩行者の安全を確保する為に横断歩道通過時の歩行者妨害に対する意識向上と実践へ向けた教育を実施。</p> <p>(2) 薄暮時間帯における事故発生状況と交通事故を乗務員に理解させ、防衛運転の大切さについて教育を実施する。</p> <p>(3) 安全教室などで自転車の乗り方ルールについて啓発活動を実施し、乗務員には自転車事故防止3原則の再周知徹底を図る。</p> <p>(4) 乗務員へ直近で起きた飲酒運転による事故事例と合わせた飲酒のルールと「あおり運転」について再教育を実施する。</p> <p>(5) 現在の自転車走行環境と二輪車に対する防衛運転を周知する。</p>
4 実施細目	<p>(1) 子ども及び高齢者に対し、もしかして かもと危険な動きを予測し、万が一予測した行動に出られても落ち着いて対応出来る運転を常に実施する事と、常に思いやりのある運転を実施する為「あげる運転」を実践(待つてあげる、止まってあげる、譲ってあげる、避けてあげる、車間を空けてあげる)する。また、横断歩道上の事故を防止する為、確実に歩行者妨害となる運転の防止と交差点右左折時の実践要領の確実な実施を行い、事故防止を図る。</p> <p>【確認方法】</p> <p>(1) 期間中の街頭指導強化し実践度から必要に応じて乗務員指導を実施する。</p> <p>(2) 薄暮時間帯の視覚の影響を考慮し、早めのライトオンと通常より速度を抑えた運転を実施し、危険な時間は防衛運転に徹する。</p> <p>(3) 予定する小学校の安全教室や駅頭などで自転車事故防止に対する啓発活動を実施する。</p> <p>(4) 乗務員は飲酒運転に対する社会的影響を理解した上で、翌日勤務がある場合は勤務終了後の飲酒を禁止する。</p> <p>また「あおり運転」については、あおり10項目をしない運転と相手が受け取られない運転を実践する。</p>

実 施 事 項	内 容
5 社内行事	<p>(5) 過ごしやすい夕方に自転車乗りが更に増える為、自転車を見かけたら 近寄らず、無理な追い越しをしないで後方でやり過ごす。 万一追い越しをする場合には、倒れても車両に接触しない安全な間隔を空けて通過する。 追い越しが終わるまで自転車の動きから目を離さない。この自転車事故防止3原則を徹底して守り自転車事故の防止を図る。</p> <p>(1) 本社役員等による営業所巡視(ドラレコ画像を用いた安全講話の実施)</p> <p>(2) 本社及び営業所による日常点検査察・早朝点呼査察の実施</p> <p>(3) 本社及び営業所による主要交差点での安全活動の実施</p> <p>(4) 無線を活用した「交通安全運動実施中」についての啓発活動を実施</p> <p>(5) 「交通事故死ゼロを目指す日」の安全運動</p> <p>(6) 本社管理職による安全安心なバス運行作りの為の添乗</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放送による駅構内における PR 活動の実施（夕方の通勤時間帯を中心に取り組む） (2) 掲示等によるお客さまへの啓発活動の推進 (3) 駅前放置自転車に関する各種キャンペーンへの参画
2 社員に対しての事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 点呼時の社員指導（自動車・自転車事故防止の指導） 飲酒運転禁止、横断歩道手前での減速義務や停止、児童登下校時の安全運転、運転時の携帯電話・イヤホン使用禁止の徹底、自転車運転時のヘルメット着用、疲労時は運転をしない (2) 安全に関わる基本動作の徹底及び正しい作業実態の把握
3 旅客死傷事故防止	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通勤ラッシュ時間帯を中心に歩きスマホ、駆け込み乗車禁止の放送等による啓発活動 (2) ポスターの掲出（「線路内の落し物は駅社員が対応」「歩きスマホによる人との衝突による線路内転落事故」「黄色い点字ブロックの内側を歩こう」） (3) 視覚障害者等交通弱者への積極的な声掛け及び点字ブロックの点検整備 (4) 列車進入・進出時の安全確認の徹底
4 その他の取組み	当社内の指示文書に基づき実施する。

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	管理者会議を開催し、実施計画を検討する。
2 交通安全意識の高揚	<p>(1)交通安全運動実施要領を駅報で発行し、掲示板に掲出すると共に引継簿を活用し、社員に対して交通安全運動の主旨を周知徹底する。</p> <p>(2)社員に対して点呼等で交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(3)交通安全運動期間中に駅構内に立看板を掲出し、旅客に交通安全運動期間中であることを周知する。</p> <p>(4)弊社作成の冊子を関係警察署に配付し、踏切巡回やパトロールについての助言及び指導を頂き、事故防止の強化に取り組む。</p>
3 踏切道安全通行の啓発	交通ルールについてのPRを踏切道で行い、自動車、二輪車、歩行者に対する交通指導を行う。
4 踏切道環境の整備	踏切道保安設備、標識等の点検整備を行う。
5 旅客負傷事故防止	<p>(1)列車の進入・進出時は旅客の状況に注意して、転落、触車等による負傷事故の防止に努める。</p> <p>(2)旅客の駆け込み乗車に注意して負傷事故の防止に努める。</p> <p>(3)酔客の行動に注意し、ホームでは状況によって酔客をホーム中程に誘導して事故防止に努める。</p>
6 線路内立入りと歩行の取締り	<p>構内巡回の際は、電車留置線内に公衆の立入りがどうか注意する。</p> <p>現在、防犯カメラについては、とうきょうスカイツリー駅周辺高架化工事に伴い、工事期間中は一時撤去している。</p>
7 放送案内の強化	駅構内の放送設備及び旅客用案内表示器を活用し、事故防止と交通安全運動のPRを行う。
8 職員の自家用車等による事故防止	自転車等のヘルメット着用と交通ルールの遵守と防衛運転の励行を駅報及び点呼等で周知する。

実 施 事 項	内 容
1 交通安全に対する意識高揚	<p>(1) 点呼時において墨田区交通安全運動の趣旨徹底を図るため、運輸部報及び交通法規の遵守を徹底する。</p> <p>(2) 各マニュアルを再確認し、不安全箇所の発見に努める。</p>
2 踏切事故防止	<p>(1) 全踏切道を点検し、不良箇所の補修・改善に努める。</p> <p>(2) 踏切道の巡回に努め、不安全行動者に対し注意を促す。</p> <p>(3) 踏切道に啓発看板を掲げ、利用者に注意喚起を図る。</p> <p>(4) 押上第1号踏切道にて、交通ルールの啓発活動を実施し、置石・投石防止の注意喚起を図る。</p>
3 旅客負傷事故の防止	<p>(1) 列車に旅客の乗車が完了してから車掌に閉扉合図を送り、扉挟み事故防止に努める。</p> <p>(2) 触車事故、軌道転落事故、駆け込み乗車を防止するため、啓発放送を実施するほか、案内表示スクロールで注意喚起を促し、協力を図る。</p> <p>(3) 軌道転落発見時は、列車非常停止装置を動作させ、事故防止に努める。</p>
4 列車事故の防止	<p>運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い(連動扱いの手順・マニュアルの再確認)及び運行管理の徹底</p>
5 広報活動	<p>(1) 駅事務室出入り口等、お客様の見やすい箇所へ「交通安全運動実施中」のポスターを掲出する。</p> <p>(2) 駅・ホーム等に「踏切事故防止」のポスターの掲出</p> <p>(3) 駅・列車内にて交通安全運動の啓発放送の実施</p>
6 職員に対する交通ルール厳守	<p>点呼、職場巡回時において、交通従事員であることを再認識させ、交通ルールを遵守するよう周知徹底を図る。</p>

墨田区交通安全対策協議会事務局

墨田区都市整備部

土木管理課交通安全担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

TEL 5608 - 6203 (直通)

FAX 5608 - 6410

e-mail KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp